

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健真福祉会（以下、「本会」という。）の定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程における役員等とは、本会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、本会を運営するための会議（理事会、監査、評議員会、評議員選任・解任委員会、これに準ずるもの）に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が、前条の会議に出席したときは、別に定める本会の〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。